脱退一時金相当額等の額	（略）	第三十三条第三項				
脱退一時金相当額等、残余財産の額若しくは個人別管理資産の額（確定給付企業年金中途脱退者（同号に規定する確定給付企業年金中途脱退者をいう。以下同じ。）、終了制度加入者等（法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等をいう。以下同じ。）又は企業型年金加入者であった者（平成二十五年改正法附則第四十九条の二第一項に規定する企業型年金加入者であった者をいう。）の給付に充てる部分に限る。）の額	（略）	遺族給付金	（略）	（略）	（略）	（略）
			平成二十五年改正法附則第四十六条第三項、第四十七条第三項、第四十八条第三項若しくは第四十九条の二第一項の存続連合会遺族給付金又は平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項、平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第三項若しくは平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第三項の遺族給付金	（略）	（略）	（略）
		第百四条の十七第二項	（略）	（略）	（略）	（略）
		第百四条の十七第三項	法第九十一条の二十三第二項	（略）	（略）	（略）
			老齢給付金又は遺族給付金			

脱退一時金相当額等	（略）	第三十三条第三項				
脱退一時金相当額等若しくは残余財産の額（確定給付企業年金中途脱退者（同号に規定する確定給付企業年金中途脱退者をいう。以下同じ。）又は終了制度加入者等（法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等をいう。以下同じ。）の給付に充てる部分に限る。）	（略）	遺族給付金	（略）	（略）	（略）	（略）
			平成二十五年改正法附則第四十六条第三項、第四十七条第三項若しくは第四十八条第三項の存続連合会遺族給付金又は平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項、平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第三項若しくは平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第三項の遺族給付金	（略）	（略）	（略）
		第百四条の十七第二項	（略）	（略）	（略）	（略）
			（新設）	（新設）	（新設）	（新設）